

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
県民センターの設置等に伴い県民局が所管する事務に係る関係告示を整理する規程(文書課).....	1
兵庫県県民局事務所の再編等に伴い関係告示を整理する規程(同).....	2

告 示

兵庫県告示第303号の10

県民センターの設置等に伴い県民局が所管する事務に係る関係告示を整理する規程を次のとおり定める。
平成26年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

県民センターの設置等に伴い県民局が所管する事務に係る関係告示を整理する規程

第1条 平成21年兵庫県告示第427号の2(県民局長専決事項)の一部を次のように改正する。

件名を「県民センター長専決事項」に改める。

告示文中「県民局長」を「県民センター長」に改める。

表中「県民局長」を「県民センター長」に、「中播磨県民局の県民室」を「中播磨県民センターの県民交流室」に改める。

第2条 昭和60年兵庫県告示第1536号の4(浄化槽工事業者登録簿及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に関する規程)の一部を次のように改正する。

第1条中「浄化槽工事業に係る登録簿等に関する省令」を「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」に改める。

第2条中「兵庫県県民生活部環境局環境整備課内」を「兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課」に、「各県民局県民生活部内」を「事務を所管する県民局」に改める。

第3条 平成13年兵庫県告示第966号(プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「県民局」の右に「又は県民センター」を加える。

第4条 昭和50年兵庫県告示第681号の11(開発登録簿兵庫県閲覧所の場所)の一部を次のように改正する。

告示文中「県民局」の右に「又は県民センター」を加える。

第5条 昭和50年兵庫県告示第185号(大規模開発及び取引事前指導要綱)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条中第3項第3号工中「県民局長(以下「県民局長」を「県民局長若しくは県民センター長(以下「県民局長等」に改める。

第4条、第4条の2及び第5条中「県民局長」を「県民局長等」に改める。

第8条第2項中「斟酌」を「斟酌」に改める。

第6条 昭和46年兵庫県告示第223号(建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程)の一部を次のように改正する。

第2条中「県民局」の右に「又は県民センター」を加える。

第7条 昭和50年兵庫県告示第681号の8(建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定)の一部を次のように改正する。

告示文中「建築基準法施行細則」を「建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則」に改める。

表中

「

神崎郡	中播磨県民局勤務建築主事
相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	西播磨県民局勤務建築主事

を
「

相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	中播磨県民センター勤務建築主事
----------------------------------	-----------------

に改める。

第 8 条 昭和53年兵庫県告示第767号の 9（建設業に関する手続を定める規則第 2 条に規定する閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

仮音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

告示文中「又は県民局」を「、県民局又は県民センター」に改める。

第 9 条 平成13年兵庫県告示第447号(宅地建物取引業に関する手続を定める規則第 3 条に規定する閲覧所の場所)の一部を次のように改正する。

告示文中「県民局」の右に「又は県民センター」を加え、「兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室」を「兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室」に改める。

第10条 平成21年兵庫県告示第1273号（建築士名簿等閲覧規程）は廃止する。

附 則

この告示は、平成26年 4月 1 日から施行する。



兵庫県告示第303号の11

兵庫県県民局事務所の再編等に伴い関係告示を整理する規程を次のように定める。

平成26年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県県民局事務所の再編等に伴い関係告示を整理する規程

第 1 条 平成 9 年兵庫県告示第757号（環境緑地保全地域の指定）の一部を次のように改正する。

2 中「中播磨県民局」を「西播磨県民局」に改める。

第 2 条 次に掲げる告示の告示文中「中播磨県民局、」を削る。

- (1) 平成 6 年兵庫県告示第1009号（県立自然公園の区域の変更）
- (2) 平成 6 年兵庫県告示第1010号（県立自然公園の区域内の特別地域の指定等）
- (3) 平成 6 年兵庫県告示第1011号（県立自然公園の区域内の特別地域の指定等）

第 3 条 平成 6 年兵庫県告示第1012号（県立自然公園の区域内の特別地域の指定等）の一部を次のように改正する。

告示文中「第10号」を「第16号」に、「中播磨県民局」を「西播磨県民局」に改める。

第 4 条 平成 6 年兵庫県告示第1013号（県立自然公園の区域内の特別地域の指定等）の一部を次のように改正する。

告示文中「第13条」を「第14条」に、「中播磨県民局」を「西播磨県民局」に改める。

第 5 条 次に掲げる告示の告示文中「西播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。

- (1) 平成 2 年兵庫県告示第592号（都市景観形成地区の指定）
- (2) 平成 2 年兵庫県告示第593号（都市景観形成基準）
- (3) 平成 6 年兵庫県告示第790号（景観形成地区の指定）
- (4) 平成 6 年兵庫県告示第791号（景観形成基準）
- (5) 平成13年兵庫県告示第559号（風景形成地域の指定）
- (6) 平成13年兵庫県告示第560号（風景形成基準）
- (7) 平成17年兵庫県告示第 1 号（星空景観形成地域の指定）
- (8) 平成17年兵庫県告示第 2 号（星空景観形成照明基準）
- (9) 平成23年兵庫県告示第377号（景観形成地区の指定）

- (10) 平成23年兵庫県告示第378号（景観形成基準）
- (11) 平成25年兵庫県告示第310号（景観形成地区の指定）
- (12) 平成25年兵庫県告示第311号（景観形成基準の決定）

第6条 平成17年兵庫県告示第871号（緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成区域の指定及び図書の縦覧）の一部を次のように改正する。

2(2)中「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。

3(2)中「(姫路市を除く。)」を削り、「西播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改め、イを削り、ウをイとする。

第7条 次に掲げる告示の別記の表中「西播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。

- (1) 昭和47年兵庫県告示第1060号（災害危険区域の指定）
- (2) 昭和47年兵庫県告示第1608号（災害危険区域の指定）
- (3) 昭和50年兵庫県告示第635号（災害危険区域の指定）
- (4) 昭和51年兵庫県告示第558号（災害危険区域の指定）
- (5) 昭和52年兵庫県告示第518号（災害危険区域の指定）
- (6) 昭和53年兵庫県告示第555号（災害危険区域の指定）

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。